

新型コロナウイルス感染症について

使徒座裁判所内赦院からの

「ゆるしの秘跡」と「全免償」についての通達

現在のパンデミックの状況下における「ゆるしの秘跡」と、「全免償」に関しての通達ができましたので、要点をお知らせします。（日本語版は、添付します）

英語版

<http://press.vatican.va/content/salastampa/en/bollettino/pubblico/2020/03/20/200320c.html>

<http://press.vatican.va/content/salastampa/en/bollettino/pubblico/2020/03/20/200320d.html>

1. 一般赦免（個別の「ゆるしの秘跡」なしの赦免）

個別告白を事前に行っていない新型コロナウイルス感染症の多数の病人に対する赦免（一般赦免）については、切迫した死の危険が認められる場合や、一人一人の痛悔者の告白を個別に聞く時間がない状況なら、ゆるしを与えることができます。（教会法第 961 条第 1 項参照）。

ただし、この赦免（ゆるし）が有効となるためには、その時には告白できなかった「重大な罪」を、後で個別告白するという決心が必要です（教会法第 962 条第 1 項参照）。この特別の許可は、新型コロナウイルス感染症が終息するまで、有効です。

2. 個別に「ゆるしの秘跡」を行う場合の注意

新型コロナウイルス対策として、ゆるしの秘跡を個別に行う場合、以下の条件を守ってください。

- ① 屋外の通気の良い場所で告白を行うこと、
- ② 適切な距離を保つこと、
- ③ マスクを着用すること。
- ④ 告白の秘密を守るため、他人に聞こえないように最善の注意を払うこと。

3. ゆるしの秘跡を受けることができない場合

ゆるしの秘跡を受けることができない状況で悲嘆の中にある信者は、次の点を覚えて、ゆるしを受けることができます。

- ① 神の深い愛に信頼して、心から痛快する（完全な痛悔の念）。
- ② 後で、事態が改善したら速やかに、ゆるしの秘跡を受けることを固く決心する。

4. 全免償について

コロナウイルス感染症によって苦しんでいる信者、その医療従事者、家族など、祈りを捧げる全ての人に、特別免償の恩恵が与えられます。

■ 入院、または自宅に隔離されている信者、医療従事者、家族、その他関係者に対して

以下の条件のもとに、全免償が与えられます。

- (1) 自らの霊魂からあらゆる罪を遠ざけ、
- (2) 何らかの通信手段（テレビ、ネットなど）を用いて、祈りに参加する。
ミサ、ロザリオの祈り、十字架の道行き、信仰宣言、主の祈り、アベマリアの祈りなど。
- (3) これを神への信仰と隣人へのいつくしみと愛を持って行う。
- (4) あとで、通常の状態になったときに、ゆるしの秘跡、聖体、教皇の意向に従う祈りをささげる意思を持つこと。

■ 感染の終息のために、感染症で治療を受け苦しむ人のために、死亡した人の永遠の救いの祈る信者に対して

聖体訪問、聖体礼拝、最低 30 分間聖書を読むこと、ロザリオの祈り、十字架の道行き、神のいつくしみへの祈りの花束の、いずれかを行った信者に対しても、全免償が与えられます。

■ 臨終のある信者に対して

教会は、病者の塗油や臨終の聖体拝領 (viaticum) を受けることのできない人々のために祈り、すべての人を一人ひとり神の慈悲に委ねて、臨終にある信者が赦免を受けるに相応しい心構えを持ち、生涯を通して何らかの祈りを唱えることを常としていた場合は、この信者に対して全免償を授けています。

(この場合、通常の 3 つの必要条件を満たすための行動は教会が代理する)。
この免償を受けるためには、十字架のキリスト像、もしくは十字架を用いることがすすめられます。(Enchiridion indulgentiarum = 免償の手引書 12 項参照)。

2020 年 3 月 27 日
カトリック京都司教
✠パウロ 大塚喜直